

ヒューマン Journal

自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>
E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第205号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2-3-2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642

編集発行人 平河 秀樹

発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)

定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)

振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528

口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

第28回全国大会を開催

人権確立社会へ大きな一歩

中央本部では、第28回の全国大会を5月23日午後2時から、自由民主党本部901会議室に、来賓を含めて291名を集め開催した。

司会を東京都本部女性部長の新井裕美子さんが務め、開会の辞を上田籐兵衛・副会長が述べた。

会長あいさつで上田卓雄会長は、現在開催されている国会へは、新たな人権救済機関の設置に関する法案は提出されておらず、「人権擁護法案」も「人権委員会設置法案」も、憲法の言論・表現の自由との整合性が問題視されていることから、法案の内容を検討することも現状を打開する一つの方法だと述べるとともに、朗報として、国連の「障害者権利条約」を批准するために「障



主催者を代表してあいさつする上田会長

害を理由とする差別の解消に関する法律案（略称、障害者差別解消法案）が国会に提出されたこと、滋賀県大津市をはじめとして、全国各地でいじめによる自殺をする児童・生徒が続いたことから、悲惨な自殺という出来事をなくするため、与党は「いじめの防止等のための対策の推進に関する法律案」、野党は「いじめ対策推進法案」が国会へ提出されたことを上げ、どちらも人権に関する大切な法律案であるので、成立に向けて積極的に関与していくと力強く語った。

来賓あいさつでは、自由民主党を代表して、野田聖子・総務会長、「人権会議」の同志からは、公益社団法人全国人権教育研究協議会の荒木康雄・事務局長、全国隣保館連絡協議会の川崎正明・会長、以上3名の方から激励と連帯のあいさつをいただいた。

次に、出席いただいた自民党の衆・参国會議員ご本人様に限って紹介した。その後、祝電の一部を披露して開会行事を終え、記念講演に移った。

今回の記念講演は、関西大学社会学部教授の石元清英さんが、「新しい視点から今日の部落差別を考える」とのテーマでお話された。

講演終了後、衆議院本会議が開催されたため、開会行事中に間に合わず、講演中に多数の衆議院議員が来られましたが、入場を断りましたので、その

今号の内容	
全国大会関係	1 P
来賓祝辞	2 P
来賓出席者	3 P
祝電	3~4 P
平成25年度運動方針	5~8 P
障害者差別解消法案骨子	9~13 P
灘本昌久さんの長期連載	14 P

間にご来駕いただいた議員を紹介した。議事では、議長に堀田信美・教育・啓発対策委員長と木村 仁・産業就労対策委員長が就き、

第1号議案の平成24年度事業報告及び同決算報告並びに監査報告については、山口勝広・事務局次長が事業報告と決算報告を行い、承認された。

第2号議案の平成25・26・27年度役員選出については、天野二三男・役員選考委員長が、先に開催された中央本部理事会で承認された全員の再任との選考結果を報告し、承認された。

第3号議案の平成25年度運動方針案及び同事業計画案並びに同予算案については、平河秀樹・事務局長が一括提案し、承認された。

以上で大会議事を終え、閉会行事に移り、閉会の辞を川上高幸・副会長が行い、第28回全国大会を終えた。

今回の全国大会も、これまでと同様に、インターネットのLIVEで生中継しました。録画を、自由同和会中央本部のホームページに掲載しています。

来賓祝辞(要旨)



自由民主党
総務会長
野田 聖子
衆議院議員

インターネットの時代を迎え、その匿名性から心の中にある闇が暴走・暴発し、かつてなかった様々な差別が生まれているのは事実だと思います。

私もかわいい息子を授かりました。障がい者であることで、とたんにインターネットで様々な差別的な書き込みが連日繰り返されています。

自分のことなら我慢もできますが、なぜ自分の大切な家族がそこまで痛めつけられなければならないのか。母として泣けません。

このことは皆さんが長年経験されてきたことと同じだと思います。

インターネットだからくやしいうことではなく、全部なくすことは無理かもしれませんが、より一層皆さんと心を結束させて、新しい差別のない時代に向けて、しっかりと人権を確立できる成熟した大人の国を作り、心の闇を取り払えるような政策を皆さんとともに、作れるよう頑張っていきたいと思えます。

皆様方の全国の大きな力をいただき参議院選挙に勝利し、安定政権を。



公益社団法人
全国人権教育
研究協議会
事務局長
荒木 康雄

今年、全人協が結成されて60周年の記念の年です。

私どもに課せられた人権教育の創造の課題は、学校ばかりではなく地域・家庭がつながる人権のまちづくりへつなげることで成果が見込めます。

貧困率が膨れていく今の状況は、子どもたちの暮らしに大きく影響します。格差の拡大は地域での人々のつながりを希薄なものにしています。

教育の場における、いじめや体罰の事象などが示している子どもの人権が脅かされている状況は克服されなければなりません。子どもたちが大切にされ、安心・安全に過ごせ、自己実現へ向かえる場を作り出していくことが必要です。

東日本大震災と津波、そして、福島の子力発電所の事故から二年が過ぎましたが、多くの人が避難生活を余儀なくされています。また、福島県在住者や出身者に対する、いわゆる、福島差別と言える事象も明らかになっていきます。

これに応える人権教育・啓発の実践を積み上げていくことが必要とされています。



全国隣保館
連絡協議会
会長
川崎 正明

先日、鳥取市に避難された三人の子を持つ女性と市内の隣保館で、相談事業の一環としてお会いする機会があり、何が一番不安ですかと尋ねたら、福島県の故郷に帰れるのか。そして、子どもの方を見ながら、学校や地域で「福島の子近くに来るな」「福島の子帰れ」との声がもし浴びせられたら、私はこれからどう生きて行けばいいのか不安ですと告げられました。

今こそ、これまで隣保館が培ってきたノウハウを生かして、人と人をつなげていき、自己実現に向けて支援していくことを発揮する時期だと思っています。

隣保館が多くある市民からその存在価値を認められ、多くの市民から私の町に隣保館があつて良かった、と言われる隣保館を目指して、その再生の第一歩を歩んでいく必要があると、全国の隣保館に向けて発信させていただいています。

初期の目的である同和問題の解決を大きなキーワードとしながら、多くの人権課題を解決していく担い手として、プロフェッショナルとして役割を果たしていく時期だと思っています。

講演 レジюме



関西大学
社会学部教授
石元 清美

テーマ 「新しい視点から今日の部落差別を考える」

- I. 部落差別の語られ方
 - ・陰湿化し、増加する部落差別
 - ・いまなお厳しい部落差別
 - ・抽象的に部落差別の厳しさを強調する教育
 - ・江戸時代の身分制度に触れるだけの教育
- II. 部落差別の実態
 - ・運動の側からの情報発信の偏り
 - ・部落に対する忌避意識
 - ・磯れ観の低下
 - ・部落民と間違えられるかも
 - ・ややこしい存在、こわい存在
 - ・ややこしい存在、こわい存在
- III. 部落差別をとりまく環境の変化
 - ・結婚差別や職場での差別事象などが
 - ・皆無になつたわけではないが
 - ・環境の変化
 - ・差別の同調する人の減少
 - ・差別や偏見を批判する人の増加
 - ・結婚 味方になつてくれる人
 - ・力になつてくれる人
 - ・職場 差別的な見方に与しない人
 - ・こちらから願ひ下げという対応
 - ・かつてのように孤立していることは少なくなった
 - ・自らの力でつくる人間関係
- IV. これからの課題
 - ・個人の力で克服できない問題
 - ・教育、啓発の問題
 - ・部落に対する偏見や誤解を正すことができる人
 - ・部落差別のない社会の実現
 - ・人権を取り巻く状況と部落の生活基盤の弱体化
 - ・自己責任論の台頭と
 - ・社会的弱者へのパッシング
 - ・部落における安定層の流失と不安定層の滞留

来賓出席者

衆議院議員(本人)

安藤 裕(比近畿)▽池田佳隆(愛

知3)▽岩田和親(佐賀1)▽衛藤

征士郎(大分2)▽大岡敏孝(滋賀

1)▽大串正樹(兵庫6)▽小林茂

樹(比近畿)▽小林史明(広島7)▽

小松 裕(比北陸信越)▽左藤 章

(大阪2)▽佐田玄一郎(群馬1)

▽齊藤 健(千葉7)▽櫻田義孝(千

葉8)▽白須賀貴樹(千葉13)▽末

吉光徳(比九州)▽瀬戸隆一(比四国)

▽田中英之(京都4)▽田野瀬太道(奈

良4)▽竹下 亘(島根2)▽竹本

直一(比近畿)▽武村展英(滋賀3)

▽中川俊直(広島4)▽野田聖子(岐

阜1)▽藤井比早之(兵庫4)▽三

ツ林裕巳(埼玉14)▽保岡興治(鹿

児島1)▽山本ともひろ(比南関東)

参議院議員(本人)

石井準一(千葉)▽猪口邦子(千

葉)▽福岡資麿(佐賀)

その他

公益社団法人全国人権教育

研究協議会 事務局長 荒木康雄

全国隣保館連絡協議会

会長 川崎正明

衆議院議員(代理)

阿部俊子(比中国)▽赤澤亮正(鳥

取2)▽秋本真利(千葉9)▽麻生

太郎(福岡8)▽穴見陽一(大分1)

▽甘利 明(神奈川13)▽井上信治

(東京25)▽井上貴博(福岡1)▽

石崎 徹(新潟1)▽石田真敏(和

歌山2)▽石破 茂(鳥取1)▽今

村雅弘(佐賀2)▽岩屋 毅(大分

3)▽うえの賢一郎(佐賀2)▽小

淵優子(群馬5)▽大塚高司(比近

畿)▽奥野信亮(奈良3)▽加藤勝

信(岡山5)▽加藤寛治(長崎2)

▽門 博文(比近畿)▽神山佐市(埼

玉7)▽亀岡偉民(福島1)▽鴨下

一郎(東京13)▽木原誠二(東京

20)▽木原 稔(熊本1)岸 信夫

(山口2)▽岸田文雄(広島1)▽

熊田裕道(愛知1)▽小島敏文(比

中国)▽小林史明(広島7)▽後藤

茂之(長野4)▽後藤田正純(徳島

3)▽今野智博(比北関東)▽齊藤

洋明(新潟3)▽坂本哲志(熊本3)

▽桜井 宏(比東海)▽新開裕司(比

九州)▽新谷正義(比北関東)▽鈴

木淳司(愛知7)▽藺浦健太郎(千

葉5)▽田中和徳(神奈川10)▽田

中良生(埼玉15)▽田村憲久(三重

4)▽高市早苗(奈良2)▽武井俊

輔(宮崎1)▽武田良太(福岡11)

▽棚橋泰文(岐阜2)▽谷川弥一(長

崎3)▽津島 淳(青森1)▽渡海

紀三朗(兵庫10)▽土井 亨(宮城

1)▽中川郁子(北海道11)▽中村

裕之(北海道4)▽永岡佳子(比北

関東)▽長坂康正(愛知9)▽中根

一幸(埼玉6)▽長島忠美(新潟5)

▽西川公也(栃木2)▽西村康稔(兵

庫9)▽額賀福四郎(茨城2)▽野

田 毅(熊本2)▽橋本 岳(岡山4)

▽馳 浩(石川1)▽林田 彪(比

九州)▽原田義昭(福岡5)▽平井

たくや(香川1)福山 守(徳島1)

▽藤原 崇(比東北)▽保利耕輔(佐

賀3) 牧島かれん(神奈川17) 牧原

秀樹(比北関東)▽三原朝彦(福岡9)

▽宮内秀樹(福岡4)▽宮崎謙介(京

都3)▽宮路和明(比九州)▽務台

俊介(長野2)▽村井英樹(埼玉1)

▽茂木敏允(栃木5)▽八木哲也(比

東海)▽山際大志郎(神奈川18)▽

山口泰明(埼玉10)▽山本公一(愛

媛4)▽山本幸三(福岡10)▽山本

拓(福井2)▽山本有二(高知3)

▽吉川貴盛(北海道2)▽渡辺孝一

(比北海道)▽渡辺博道(千葉6)

参議院議員(代理)

青木一彦(島根)▽石井浩郎(秋田)

▽磯崎仁彦(香川)▽尾辻秀久(比例)

▽大家敏志(福岡)▽岡田 広(茨

城)▽金子原二郎(長崎)▽佐藤ゆ

かり(比例)▽鈴木政二(愛知)▽

谷川秀善(大阪)▽中川雅治(東京)

▽中西祐介(徳島)▽中原八一(新

潟)▽中村博彦(比例)▽松村祥史

(熊本)▽佐賀)▽松山政司(福岡)

▽森まさこ(福島)▽山本一太(群

馬)▽吉田博美(長野)▽若林健太

(長野)▽渡辺猛之(岐阜)

祝電

衆議院議員

秋元 司▽安藤 裕▽石田真敏▽

大塚高司▽金子恭之▽左藤 章▽武

田良太▽田中英之▽二階俊博▽原田

憲治▽船橋利実▽宮崎謙介

参議院議員

北川イツセイ▽鈴木政二▽世耕弘

成▽二之湯智

その他

法務大臣・衆議院議員 谷垣禎一

法務省人権擁護局人権啓発課長

野崎昌利

公益財団法人 人権教育啓発

推進センター理事長 横田祥三

大阪府関係

知事 松井一郎▽府民文化部長 人権局長 金田 透▽府議会議員 花谷 充裕
 大阪市長 橋下 徹▽堺市長 竹山 修身▽岸和田市長 野口 聖▽豊中市市長 淺利慶一郎▽池田市長 小南修身▽吹田市長 井上哲也▽泉大津市長 伊藤晴彦▽守口市市長 西端勝樹▽枚方市長 竹内 脩▽八尾市長 田中誠太▽富田林市長 多田利喜▽寝屋川市長 馬場好弘▽河内市長 野市市長 芝田啓治▽大東市長 東坂 浩一▽和泉市長 辻ひろみち▽箕面市長 倉田哲郎▽柏原市長 中野隆司▽羽曳野市長 北川嗣雄▽高石市長 阪口伸六▽藤井寺市長 國下和男▽東大阪市長 野田義和▽四條畷市長 土井一憲▽交野市長 中田仁公▽大阪狭山市市長 吉田友好▽阪南市市長 福山敏博▽門真市長 園部一成▽摂津市長 森山一正▽泉南市長 向井通彦▽向井市長 久嶋 務▽高槻市長 濱田剛史▽豊中市市長 山脇 実▽島本町市長 川口 裕▽能勢町市長 山口 禎▽田尻町市長 原 明美▽太子町市長 浅野克己▽河南町市長 武田 勝玄▽熊取町市長 中西 誠▽千早赤阪村長 松本昌親

京都府関係

知事 山田啓二▽府議会議員 近藤永太郎▽同副議長 小巻寛司 府議会議員
 荒巻隆三▽池田正義▽石田宗久▽うもと和久▽奥田敏晴▽尾形 賢▽桂川たかひろ▽菅谷寛志▽多賀久雄▽田坂幾太▽巽 昭▽田中英夫▽中川 貴由▽二之湯真土▽能勢昌博▽村田 正治▽安田 守▽渡辺邦子
 京都市長 門川大作
 同市議会議員 橋村 芳和
 同市議会議員 内海貴夫▽加藤盛司▽小林正明▽桜井泰広▽しげ隆夫▽島本京司▽津田大三▽寺田一博▽富きくお▽中川 一雄▽中村三之助▽西村よしなお▽山本恵一▽吉井あきら
 同元市議会議員 巻野 渡▽巻野友彦
 亀岡市長 栗山正隆▽八幡市長 堀口文昭▽長岡京市長 小田 豊▽宮津市長 井上正嗣▽宇治市長 山本 正▽城陽市長 橋本昭男▽木津川市長 河井規子▽京丹後市長 中山 泰▽綾部市長 山崎善也▽京田辺市長 石井明三▽福知山市市長 松山正治▽南丹市長 佐々木稔納▽久御山町長 信貴康孝▽宇治田原町長 西谷信夫▽和束町長 堀 忠雄▽精

和歌山県関係

華町長 木村 要▽京丹波町長 寺尾豊爾▽伊根町長 吉本秀樹▽笠置町長 松本 勇▽与謝野町長 太田 貴美▽南山城村長 手仲間 寛
 京都府中小企業団体中央会長 渡邊隆夫▽京都府商工会連合会長 沖田康彦▽京都商工会議所専務理事 奥原恒興▽J Aグループ京都会長 中川泰宏▽福知山商工会議所会頭 谷村紘一▽京都経営者協会会長
 和歌山県関係 知事 仁坂吉伸▽県議会議員 山下直也 和歌山市長 大橋建一▽田辺市長 真砂充敏▽紀の川市長 中村慎司▽岩出市長 中芝正幸▽白浜町長 井 澗 誠▽かつらぎ町長 井本泰造▽日高町長 中 善夫▽上富田町長 小出隆道▽湯浅町長 上山章善▽高野町長 木瀬武治▽美浜町長 森下 誠史▽日高川町長▽九度山町長 岡本 章▽みなべ町長 小谷芳正▽すさみ町長 岩田 勉▽北山村長 奥 田 貢
 岐阜県関係 知事 古田 肇▽県教育長 松川 禮子
 岐阜市長 細江茂光▽養老町長

愛知県関係

大橋 孝▽垂井町長 中川満也 十六銀行頭取 堀江博海▽大垣共立銀行頭取 土屋 嶮▽岐阜信用金庫理事長 高橋征利▽大垣信用金庫理事長 西脇史雄
 岐阜県商工会連合会長 若林 一
 愛知県関係 知事 大村秀章▽県議会議員 石塚アポロ 名古屋市議会議員 中里高之▽あま市長 村上浩司▽津島市長 伊藤文郎▽知立市長 林 郁夫▽北名古屋市長 長瀬 保▽清須市長 加藤静治
 熊本県関係 熊本町長 荒木 泰臣▽同教育長 嘉藤和之 工藤和之
 長野県関係 小諸市長 柳田剛彦

平成 25 年度 運動 方針

はじめに

民主党政権は、昨年末の衆議院を解散する直前になり、「人権擁護法案」よりも後退した内容の「人権委員会設置法案」を国会へ提出したが、一度も審議することなく衆議院の解散によって廃案になった。

私どもは、「人権擁護法案」よりも後退した内容であっても、人権侵害の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済する国家行政組織法の第 3 条委員会としての「人権委員会」が設置されるのであれば、推進の立場を明確にし、成立を図るために活動を展開していたので非常に残念である。

法務省は、先の衆議院議員選挙での自民党の政権公約である「J-ファイル 2012 総合政策集」に、『民主党の「人権委員会設置法案」には断固反対する。自民党は個別法によるきめ細やかな人権救済を推進』と明記されたためと、現内閣の閣僚をはじめとする政権内部には「人権擁護法案」に慎重な姿勢を示す議員が多数任命されたことなどを勘案し、今通常国会（第 183 国会）に「人権委員会設置法案」の提出を見送った。

確かに、現内閣の顔ぶれを見れば、法案を国会へ提出するための閣議決定を行うことは困難であろうが、閣法が無理であれば、議員立法をも視野に入れながら、成立を求め続けて行く。

障がい者の人権確立については、国連が平成 18 年 12 月に「障害者権利条約」を採択し、日本も平成 19 年 9 月に署名を行っており、平成 26 年末までの締結に向け条件整備を進めているが、平成 16 年 6 月の改正に続き、平成 23 年 7 月に「障害者基本法」の改正案が成立し、8 月に公布・施行された。

その改正では、障害者の定義が見直され、発達障がいや約 130 の難病及び慢性疾患なども加えられるとともに、新たに「差別の禁止」も条文に明記された。

そして、ノーマライゼーション（共生社会）の観点からインクルーシブ教育（特定の個人・集団を排除せず学習活動への参加を平等に保障する）も、明確に位置づけられ、今年度の文部科学省の予算に、早期からの教育相談・支援体制の構築（16 地域）、インクルーシブ教育システム構築モデル事業（24 地域）、特別支援学校機能強化モデル事業（12 地域）、医療的ケアのための看護師の配置（約 330 人）が計上されたことで、障がいのある児童・生徒が徐々にではあるが地域の学校へ就学し易くなる。

また、「障害者自立支援法」が今年の 6 月に改正され、本年 4 月からは、難病等が障害者の定義に追加された「障害者総合支援法」がスタートする。

なお、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立し、昨年 10 月から施行されたが、虐待行為者の範囲を、養護者と障がい者福祉施設の従事者及び障がい者を雇用する事業主としており、特別支援校や特別支援学級でも体罰が表面化している中、虐待の温床になっている病院や学校を加えるよう政府に働きかけるとともに、都道府県では「障害者権利擁護センター」を、市町村では「障害者虐待防止センター」の設置が定められているので、都道府県と市町村に通報状況や対応上の問題などを確認する活動を行う。

また、平成 24 年 6 月現在での障がい者の雇用については、法定雇用率 2.1% が適用される国、都道府県、市町村では、国は雇用障がい者数 7,105 人で 2.31%、都道府県は雇用障がい者数 7,882 人で 2.43%、市町村は 2 万 3,730 人で 2.25% になっており、法定雇用率 2.0% が適用される都道府県教育委員会の雇用障がい者数は 1 万 2,677 人で 1.88% になっている。

一方、民間企業の場合は、従業者 56 名以上が対象で法定雇用率は 1.8% が適用されるが、雇用障がい者数は 38 万 2,363 人で 1.69% になり、法定雇用率を達成している企業の割合は 46.8% でしかない現況であるが、本年 4 月からは、2.1% の国、都道府県、市町村は 2.3% に、2.0% の都道府県教育委員会は 2.2% に、1.8% の民間企業は 2.0% に引き上げられ、従業者 50 名以上の企業が対象になる。

そして、今国会で精神障がい者の雇用を義務付ける障害者雇用促進法が改正されれば、5 年後には、さらに雇用率が引き上げられることになるので、一層の障がい者の雇用促進を企業に要請していく。

一方、女性の人権については、平成 13 年 10 月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV 法）によって、平成 14 年 4 月からは「配偶者暴力相談支援センター」が各都道府県に設置され、業務を開始しており、平成 19 年 7 月の改正により、市町村にも配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務となったが、ほとんどの市町村は設置していないことから、その設置を市町村に求めていく。（平成 24 年 1 月現在、全国 210 施設で、その内市町村が設置する施設は 37 施設）

なお、この支援センターへの相談件数は年々増加しており、平成 22 年度は 7 万 7,334 件で、平成 23 年に警察が対応したのも 3 万 4,329 件になっている。

また、これまで身体に対する暴力を受けたものだけに限り、保護命令を申し立てることができたのに対して、平成 20 年 1 月からは生命・身体に対する脅迫を受けた者についても、身体に対する暴力によりその生命・身体に重大な危害を受けるおそれがある場合には、保護命令を発することができることとなったほか、被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、接近禁止命令の発令されている間について、被害者の親族等への接

近禁止命令も発することとされ、さらに、被害者への面会の要求や無言・夜間の電話等を禁止する電話等禁止命令も新設されたことで、平成23年では2,741件の申し立てがされ、2,137件について保護命令が発令された。

よって、少しでも危害を受ける可能性がある場合は、積極的に保護命令を活用して被害を防いでいく。

今後もDV被害者の増加が予想されるが、緊急な避難場所としてのシェルター（一時避難所）が不足しているので早急に設置するよう市町村に求めていく。

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障がい者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称、ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通バリアフリー法）を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、バリアフリー新法）が、施行されているので、この「バリアフリー新法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、定期借地権などを考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

批判の対称になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、運営費の削減や廃止をしたいとの声が聞かれるようになってきた。

これは、隣保館が部落解放同盟の事務所に使われ、公の施設になっておらず、稼働率が低いことにも起因する。周辺地域との交流事業を活発に行っている館や広く市民が利用している館などにはそのような声は聞こえてこない。

同和地区住民だけの館とか、同和運動団体が勝ち取った施設という考えは、同和地区を特化するだけで、差別の固定化に繋がり、部落解放同盟に甘えを許すだけで、市民の理解を得ることは困難であろう。

公の施設であれば広く市民が利用できる施設にすることは当然であり、広く市民が利用することで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眼にすることで、古い同和地区のイメージを払拭させ、差別観を変えることにもなるので、広く市民が利用できるよう、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をもすすめていく。

なお、隣保館が廃止される場合には、指定管理者制度や民間委託などを活用できないかを検討しつつも、廃止された場合には支部の役員が同和地区と行政とのパイプ役を担う、地区の世話役を積極的に務めることにする。

2. 産業基盤の確立と就労対策

同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているため、公共事業が年々減少していくこのような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティーネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をな

くしていく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、TTP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加すれば、安い農産物が輸入されることになるので、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置しているNPO法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が100名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障がい者の雇用をも促進するため、法定雇用率（常用労働者が50人以上の民間企業は2.0%）を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、基本計画も策定実施されているので、この法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が100名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の無償化で授業料は払わなくても済むようになったが（平成26年度からは所得制限の可能性がある）、入学金や教材費、或いは、交通費までもが無料になるわけではない。特に私立については、世帯の年収350万未満は1.5倍、250万円未満は2倍が支払われるが、高額な入学金や授業料・教材費が必要な学校も存在することから、都道府県が実施する高等学校等奨学資金制度の一層の拡充を求めていくと同時に、これを機会に各種学校についても、対象に加えるよう要請していく。

大学・短期大学の奨学金は、独立行政法人日本学生支援機構や都道府県などでも貸出を行っており、いずれも所得制限があるものの、現在では5割を超える学生が利用しているといわれている（日本学生支援機構だけでも4割を超えている）。

日本学生支援機構の奨学金は、学力要件のある第1種（無利息）と学力要件の緩い第2種（利息付）とがあり、第2種の場合は毎月貸与する金額が、3万円・5万円・8万円・10万円・12万円と選択できるようになった。（平成25年度は有利子6万1千人、無利子は2万7千人。累計でそれぞれ101万7千人と42万6千人）

また、入学時特別増額貸与奨学金も、10万円・20万円・30万円・40万円・50万円と、入学の時に必要な資金も借りることができる。

これら奨学資金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていく。

また、「障がい者基本法」が改正され、インクルーシブ教育が明記されたことで、すべての学校でバリアフリー化され、車イスでも通学できるようするために、文部科学省により一層の促進を求めていくと同時に、児童・生徒の人権を侵害する教師の差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

平成20年3月に「人権教育の指導方法の在り方について」（第3次とりまとめ）が、平成21年10月には「人権教育の推進に関する取組状況の調査結果について」が文部科学省でまとめられ、各学校に配布されていることから、その実施を求めていくが、その際には、カリキュラムには最大限の関心を持ち、人権教育が計画的に実施されるよう働きかける。

また、導入することに賛否が分かれ、現在では少し後退している学校選択制度については、同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、一つの中学校と複数の小学校を一つのブロックとして、9年間のカリキュラムでの教育や教師の相互協力が中心になっているが、特に、都市部の同和地区に顕

著になっている流出による沈滞化を防止する目的と混住化で交流を促すことが同和問題の解決に繋がることから、同和関係者が多数在籍する学校を、一つの学校に小・中学生が通学する、特色ある施設一体型の小・中一貫校としての設立を求めていく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第3条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成15年の3月に20年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題を始めとする様々な人権問題に対処するため、平成25年度からは全国の法務局に3年計画で、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られるので、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けないでいるので、国民の支持が得られるようにするため、人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

さいごに

「人権擁護法案」や「人権委員会設置法案」の成立は厳しいのが現況だが、今年是人権救済に関しては前進する年になりそうだ。

その一つとして、「障害者基本法」の改正で差別禁止条項が加えられたことと、国連の「障害者権利条約」を批准するための国内法の整備から、政府の「障害者政策委員会」の「差別禁止部会」では、「障害を理由とする差別の禁止に関する法制」に関する意見を昨年9月にまとめた。政府はこの意見書に沿った内容で法案を作成し、本国会へ提出の予定であったが、政権交代で日程に齟齬が生じている。

しかし、自民党もこの既定の日程を受け継ぎ、本国会へ法案を提出するために、障害者特別委員会を開催し、各種団体からヒヤリングを実施し始めており、当初の政府案は「障害者差別禁止法」という名称であったが、差別禁止という文言を使用せず、親しみやすい名称にしたいとしていることから、早期に名称を決めて、一日も早く閣法として法案をまとめ国会へ提出してもらいたい。自由同和会としても全面的に成立に寄与していく。

その二つとしては、昨今のいじめや体罰で自殺する児童・生徒が続いたことで、本年1月に発足した政府の「教育再生実行会議」が、「いじめの問題等への対応について」の提言をまとめたことにより、自民党の教育再生実行本部のいじめ問題対策分科会が昨年末から検討していたものを3月6日開催の文部科学部会で「いじめ防止対策基本法案」の原案を決定した。

議員立法として成立を図るため、各党との協議が始まっているが、早期に合意され成立できるよう期待したい。

自由同和会は、いじめは人権侵害との認識に立つものであり、被害者の早期救済を図らなければならないと考えているからである。

法務省は、24年中の「人権侵犯事件」の状況について本年3月に公表したが、新規救済手続開始件数は22,930件で対前年比3.4%の僅かな増加になっているなか、同和問題に関しては110件で対前年比19.7%の減少になっており、平成16年の215件からは約半減になっている。

このことから、同和問題は確実に解決の過程にあることが証明されているが、部落解放同盟は部落差別は未だに根深いとして、インターネットなどで差別を助長する同和地区の所在が分かる書き込みや役所に同和地区の所在を確認する問い合わせが後を絶たないとしているが、京都市では市内14か所の隣保館の場所、館の名称、住所、電話番号を地図上に明記したマップを作成し、「地域活動・交流の拠点ー地域体育館・コミュニティセンターへ行ってみよう!ー」との見出しで、市民に毎月配布している広報紙「市民しんぶん」の平成21年5月1日発行(第805号)に掲載した。

また、大阪市でも市民交流センターMAPとして、市内地図上に場所、施設名、所在地、電話番号を明記したものを平成23年9月に作成している。ちょっと調べれば市民交流センターは隣保館であることが直ぐに分かるし、隣保館は同和地区に建つ公的施設で、その周辺が同和地区であることは広く知られている。

Googleマップでのストリートビューの是非論は置いておくとして、今や都市部の同和地区の大半がストリートビューで、パノラマで町並みが見れるようになっている。

今は全てが可視化の時代に移っているのが現状であり、このような中で差別の助長につながるから同和地区を隠すという手法は疑問を残すところである。

いずれにしても、同和問題が解決の過程にある中で、これまでのような同和特権は解決とともに消滅していくのだとの認識を持ち、同和特権を残す限り同和問題の解決はないのだと意識を変え、同和特権をなくす取組をまず私どもが率先垂範することを約束するものである。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」(略称、障害者差別解消法案)の骨子案です。法案の全文は自由同和会中央本部のホームページでご覧になれます。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案」 (骨子案)

1. 総則 (法案の基本的位置づけ)

(1) 目的

障害者基本法の基本的な理念に則り、障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本的な事項を定めるとともに、行政機関等及び事業者における差別の解消のための措置等を講ずることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすること。

- ・ 本法案を、障害者基本法の基本理念に則り、障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の規定を具体化する立法として位置付ける。

(2) 国、地方公共団体及び国民の責務

障害を理由とする差別の解消の推進に関する国、地方公共団体及び国民の責務を規定すること。

2. 基本方針の策定

- 政府は、障害者の差別の解消の推進に関する基本方針 (基本方針) として、差別解消に関する施策の基本的な方向、行政機関等及び事業者が講ずべき措置に関する基本的な事項等を定めることとすること。
- 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならないものとする。基本方針の変更についても同様とすること。

- ・ 内閣府設置法 (本法案の附則による改正) に基づき内閣府において基本方針案を作成し、ガイドライン等の基本となる考え方を示すとともに、ガイドラインの運用状況の把握や基本方針の見直し等を行う。
- ・ 政府全体として整合性のとれた取組の推進を図るため、関係行政機関の連携の確保等を図るために体制を整備する。

3. 「差別の禁止」の義務付け

※ 一般私人間の行為や個人の思想や言論には、本法案の法的効力は及ばないものとする。

(1) 行政機関等における障害を理由とする差別の禁止

① 差別的取扱いの禁止

行政機関、地方公共団体等は、その事務又は事業（※）を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとする。

※ 国公立の学校・福祉施設等に関するものを含む（以下、同じ。）。

- ・ 作為による差別に係る「差別的取扱い」の禁止規定を置く。
- ・ いわゆる「間接差別」の扱いについては、具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応する（（2）①において同じ。）。

② 合理的配慮の提供

行政機関、地方公共団体等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合（※）において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとする。

※ 障害者本人からの意思の表明のみでなく、知的障害等により本人が意思の表明を行うことが困難な場合には、障害者の家族等からの意思の表明も含まれる（（2）②において同じ。）。

(2) 事業者における障害を理由とする差別の禁止

① 差別的取扱いの禁止

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならないものとする。

② 合理的配慮の提供

事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態を考慮して、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならないものとする。

- ・ 民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し、「合理的配慮の提供」は努力義務として意識啓発・周知を図るための取組を進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を行った上で検討する（附則に規定）。

4. 具体的な対応

(1) ガイドラインの策定

①行政機関等の職員のための要領の策定

- 行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、当該行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるとすること（※）。
- 行政機関の長、地方公共団体の機関等は、要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする（※）。

※地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務。

- ・ 要領では、「差別的取扱い」の具体的事例や「合理的配慮」の好事例についてわかりやすい例示等を行い、個別性が強い分野については、合理的配慮を行う上での視点等を示すことが考えられる（②において同じ。）。

②事業者のための指針の策定

- 主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとする。

- ・ 指針の対象分野は、教育、公共交通、医療、役務の提供、刑事手続等の行政機関による活動など広範にわたっており、各事業分野を所管する「主務大臣」が各事業分野ごとに指針を定めるものとする。

- 主務大臣は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

(2) 事業主による差別解消の推進のための措置

行政機関、地方公共団体等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによるものとする。

(3) 環境の整備

行政機関、地方公共団体及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないものとする。

- ・ 不特定多数の障害者を対象に行われる「事前的改善措置」（バリアフリー法に基づく公共的施設や交通機関のハード面のバリアフリー化、職員への研修、マニュアルの作成等）は、「合理的配慮」とは区別し、「合理的配慮」が適切かつ有効に提供されるための「環境の整備」として位置付け、その推進に

努めることを規定する。

5. 実効性の確保

主務大臣は、特に必要があると認めるときは、指針に定める事項について、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとすること。また、事業者が報告徴収に従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料を課すものとする。

- ・ 本法案に違反する行為に係る法的効力については、民事法上の効果（損害賠償請求権、契約の無効等）は規定せず、行政措置（主務大臣による報告徴収、助言、指導、勧告）により実効性を確保する。
- ※ 民事法上の効果は、民法等の一般規定に従い個々の事案に応じて判断されることになる。

6. 差別解消のための支援措置

(1) 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備

国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

- ・ 障害者からの相談に応じる体制については、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等を活用することとする。
- ・ 本法案に違反する行為に係る行政による紛争解決については、行政肥大化の防止等の観点も踏まえ、新たな紛争解決機関は設置せず、法律上は行政の責務として体制整備を図る旨規定し、既存の機関等の活用・充実を図ることとする。

(2) 啓発活動

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

- ・ 本法案の趣旨の周知と啓発を図る取組として、行政が積極的に啓発活動を行うことを規定する。
- ・ 障害者支援施設（グループホーム、ケアホーム等を含む。）の立地をめぐる反対運動等のケースを踏まえ、行政において障害者支援施設の認可に際して住民の同意を求めないことや、行政が住民に対して啓発を行う。

(3) 情報の収集、整理及び提供

国は、障害を理由とする差別の解消に関する施策の推進に資するよう、国内外における障害を理由とする差別に関わる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

- ・ 内閣府においては、差別解消に資する事例等の収集・集積、国内外の動向の調査等を行う。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

○ 国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるものとする。

○ 地域協議会は、障害を理由とする差別に関する情報の交換、相談及び事例を踏まえた協議等を行うとともに、協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができるものとする。

- ・ 国及び地方公共団体は、地域における関係機関の連携の確保等のための協議会を組織できる旨を規定する。

7. 罰則

所要の罰則を設けるものとする。

8. 施行及び附則

○ この法律は、平成二十八年四月一日から施行するものとする。

- ・ 本法案の施行に関しては、国民への周知期間を適切に確保するため、3年の準備期間を設ける。

○ 政府は、法の施行後三年を目途に、必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の見直しを行うこと。

- ・ 政府は、法の施行後3年を目途に、合理的配慮の在り方等の法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは必要な見直しを行うことを規定する。

○ 障害者基本法、内閣府設置法等について、所要の規定の整備を行うこと。

部落解放運動四十年を振り返って⑧
部落民の精神的特徴とは

灘本 昌久

当時、京都市内では千本部落（行政名「栗只地区」）が非常に強力な組織力を誇っており、多くの大学解放研を集めて、さながら解放区、革命根拠地のような熱気があった。しかし、我々京大の学生解放研は敢えて隣接する錦林部落を選んだ。ここは、目立たず地味に運動の取り組みをすすめる伝統があり、大衆運動の熱気に触れたい当時の学生活動家からすると、微温的融和的でなんとも氣勢のあがらぬ土地柄だった。しかし、千本地区までは六キロあり、錦林地区までは二キロである。六キロも離れていては、会議だけの付き合い、交流の域をでないことになる。私たちは強いて距離的に近いことこだわった。こうして久しく途絶えていた学生解放研と部落のつながりを回復しはじめた。

我々は、目先の運動への動員数や熱気にはこだわらず、ひたすら人間関係を強め学生解放研の地域への定着をめざした。はじめは、青年部との交流が中心で毎週土曜日のバレーボール・サークルに参加することが主だった活動で、見慣れぬ学生が入りすることに解放同盟支部のほうはやや違和感のある視線をむけていた。しかし、メンバーのうち、私ともう一人の同志日君は下宿を部落のそばに移し、銭湯も部落の中の公衆

浴場を使うようして、地域への定着をめざした。こうして一年たち、二年たつうちに地域とのつながりも深まり、個人的な人間関係もできて、当初の目標は達成できたように思う。

錦林地区に出入りしはじめて、私なり仲間なりの部落問題への認識は格段に深まったことは当然のことであつた。それは、決して「差別の厳しさを肌で感じた」というような紋切り型のものではない。今まで「部落」「部落民」として一括されてきたイメージが、どここの誰々さん、誰々さんの息子、誰々ちゃんのお母さんというふうな、具体的な人間像に分解し、深まっていったということである。

つまり、それまで部落に対する否定的なイメージ、ステレオタイプにたいして、対抗上無理矢理つくられたイメージ「差別されていたが故に、人間の暖かさを失わなかった人々」といったロマンチックな神話が、同じ欲望、同じ愛情、同じ悲しみをもつ、普通の人間だという感覚にとつてかわつていった。まさに人間はどっこいどっこいのつまらぬ存在という点で平等なのだ。

錦林地区に出入りしているいろいろな経験をし、認識をあらためることも多かったが、中でも印象深いのは、副支部長のS氏とビールを飲みながら話した時のことである。S氏は私に、「なだやん（と私は錦林地区では呼ばれていた）、部落民の精神的

特徴は何やと思う？」と尋ねた。私は、質問の意図がつかみかねて、答えに窮した。「部落民は差別されて来たが故に、優しさを失わず」というような作り話を欲しがるといふような人ではなかったのだ。「さあ、なんですかねえ」と言葉につまんでいると、S副支部長は自信満々でこういった。「それはなあ、『猜疑心』が強いということや。『ええーっ』。私は、絶句してしまった。

「猜疑心」。『岩波国語辞典』をひくと「他人の行いや性質をすなおに理解せず、ねたんだり疑ったりすること」とある。同じく『新明解国語辞典』では、「相手を信用する気になれず、何かしら自分に不利な事をするのではないかと疑うこと」とある。その時まで、部落・部落民に対する否定的な評価は、それ自体が差別であるし、そのイメージを口にすることは、差別意識の助長拡大につながるかと教えられ、部落に対するマインスイメージを否定する材料を見つけることに努力してきたのに、いきなり解放同盟の支部幹部からこんな発言を聞いて、目を丸くしてしまったのだ。部落にたいする否定的なイメージに部落民自身は怒っているものとはばかり思っていたが、部落民の中にも、こんな冷めた目でリアルな事実認識をしているのだと知って、目から鱗がとれる思いだった。

この一件で、部落に対する否定的な印象について、ある種の悟りとい

うべきものが開けた。それまでの私は「部落に対するマインスイメージは差別意識の産物で、それを克服するために、それらを否定する材料をひとつでも多く探して提示することが必要である」と考えていた。しかし、部落・部落民のかかえるマインスイメージ、その存在自体を封印するのではなく、マインスイメージを認め、なぜそうなるのか、どうしたらそのマインスイメージをなくすことができるのかを考えた方がいいと思うようになった。

この「猜疑心」問答があつた時、一つのことが頭に浮かんだ。この二、三年前、私が大学に入ってまもなく、部落史ゼミの上田正昭教授の指導で、解放同盟千本支部の一五年史を編さんする手伝いをし、同支部のあつかった差別事件の原稿を書いた。その中で、こんな「差別事件」を取りあげた。ある人が「この××さんは部落の人やけど、ええ人や」という紹介をしたのが、差別であるとして支部から糾弾を受けたのだ。原稿を書いていて、なんとなく腑に落ちない感じを受けた。ただ、何が腑に落ちないかは充分に考えきれないまま、結局差別事件であつたという原稿を書いた。マインスイメージは、差別であるという決めつけを受け入れた瞬間であつたかも知れない。しかし、「猜疑心」の一件で私は、やつとそのとらわれから抜け出る第一歩を踏み出すことができた。（続く）